

東京都地域特産品認証食品認証マーク 利用に関するQ & A

- Q1. なぜ、今、認証マークを変更するのですか。
- Q2. 認証マークの著作権は誰にありますか。
- Q3. 地域認証食品の認証を取得した事業者です。新しい認証マークを商品のパッケージなどに刷り込み印刷にて使用したい場合、どうすればよいですか。
- Q4. デザインデータを入手したいのですが、どうすればよいですか。
- Q5. 東京都から新しい認証マークが送られてきました。このシールを自社の商品に貼る場合にも、利用許諾申請が必要ですか。
- Q6. 認証の申請には押印が不要になりましたが、利用申請書には押印が必要ですか。
- Q7. 利用申請書により申請をした場合、利用できる範囲に制限はありますか。
- Q8. 東京都から許諾を得た後を守るべきルールはありますか？
- Q9. E マークが印刷された包装紙の在庫を保有していますが、もう使ってはいけないのですか。
- Q10. 令和8年3月31日に認証の継続を予定しています。認証の継続申請と同時に、新しい認証マークの申請を行うことはできますか。
- Q11. 利用許諾申請から、承認されるまでどのくらいかかりますか。
- Q12. 新しいマークでは色の指定がありますが、異なる色の組み合わせで利用することは可能ですか。
- Q13. 認証を受けた者以外が認証マークを利用する場合は、どのような手続きが必要ですか。

東京都地域特産品認証食品認証マーク 利用に関するQ & A

(すでに認証を受けている地域認証食品認証事業者様向け)

Q1. なぜ、今、認証マークを変更するのですか。

- A. これまでの旧マークのデザインについてのご意見なども踏まえ、東京を訪れる国内外の観光客をはじめ、幅広く消費者の方々にアピールできるデザインに変更するため、一般公募を行いました。200を超える応募作品の中から、選考の結果、新しいマークを決定しました。

Q2. 認証マークの著作権は誰にありますか？

- A. 認証マークの著作権は東京都に帰属します。無断での使用・改変・転載は著作権法により禁止されています。

Q3. 地域認証食品の認証を取得した事業者です。新しい認証マークを商品のパッケージなどに刷り込み印刷にて使用したい場合、どうすればよいですか？

- A. 東京都産業労働局商工部経営支援課事業促進担当（以下、担当といいます。）に対して「東京都地域特産品認証食品認証マーク利用申請書（以下、利用申請書といいます。）」を提出し、許諾を得ていただく必要があります。利用申請書に必要事項をご記入の上、ご提出いただいた後、都で確認を行い、承認に関する通知をいたします。

なお、利用承認の際、承認書と同時にデザイン等に関する電子データ一式（マークの画像データと東京都地域特産品認証食品認証マークデザインマニュアル（以下、デザインマニュアルといいます。））を送付いたします。

Q4. デザインデータを入手したいのですが、どうすればよいですか。

- A. まずは、東京都に利用許諾の申請をお願いいたします。東京都からの利用承認の承認書の送付の際に、デザイン等に関する電子データ一式（マークの画像データとデザインマニュアル）をあわせてご送付いたします。

Q5. 東京都から新しい認証マークが送られてきました。このシールを自社の商品に貼る場合にも、利用許諾申請が必要ですか。

- A. 令和7年中までに認証を受けられた認証食品認証事業者の皆様には、東京都が印刷した認証マークのシールを配布させていただく予定です。都が配布したシールを商品に貼られる場合には、利用許諾申請は不要です。

なお、シールの配布は、今年度限りです。以後、自社にてマークの印刷やパッケージ

への刷り込み印刷をなさる場合には、まずは、マークの利用許諾の申請をお願いいたします。

なお、都の承認には1か月程度かかることが見込まれておりますので、期間には余裕を持ってご準備ください。

＜申請のタイミング＞

令和7年度中の申請は、令和8年1月30日までに担当までご提出ください。

ただし、認証の有効期限が令和8年3月31日までの食品については、継続認証のタイミングで担当からご案内いたします。

（別紙1）申請書の書き方例

（別紙2）利用承認申請のタイミング

Q6. 認証の申請には、押印が不要になりましたが、利用申請書には押印が必要ですか。

- A. 押印が必要です。利用許諾の手続は押印省略の対象外の手続きとなるため、お手数おかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、利用申請書の送付方法ですが、押印したペーパーをPDF化して、担当宛てに電子メールにて送付いただく方法でも構いません。

Q7. 利用申請書により申請をした場合、利用できる範囲に制限はありますか。

- A. 認証食品であることを表示することを目的とし、以下の方法によるご利用に限られます。

- ・ 認証食品の容器・包装に認証マークを印刷又は認証マークのシールを貼付
- ・ 認証食品のパンフレット、チラシ、ポスターへの認証マークの掲載
- ・ 認証マークを付した認証食品の看板・販促POP・値札・のぼりの制作
- ・ 自社HPに掲載する認証食品の紹介部分に表示

なお、認証食品を識別するための利用に限られ、認証食品以外の食品や会社自体のPRを目的とする利用はできませんので、ご注意ください。

Q8. 東京都から許諾を得た後を守るべきルールはありますか？

- A. あります。以下の事項を遵守してください。

- ・ 許諾された範囲内でのみ使用すること
 - ・ 第三者への再利用許諾の禁止
 - ・ マークの改変・加工の禁止
- など

詳しくは、デザインマニュアルをご確認ください。

Q9. Eマークが印刷された包装紙の在庫を保有していますが、もう使ってはいけないのです

か。

- A. いいえ。令和 8 年 4 月 1 日時点で在庫がある場合、在庫がなくなるまで使い続けていただいても構いません。新しいマークの利用は可能な限り令和 9 年 3 月 31 日までに開始できるよう、ご協力をお願いいたします。

Q10. 令和 8 年 3 月 31 日に認証の継続を予定しています。認証の継続申請と同時に、新しい認証マークの申請を行うことはできますか。

- A. はい。認証の継続申請と同じタイミングで新しいマークの利用許諾申請を行うこともできます。この場合、継続申請のご案内の際に、担当から具体的な申請方法（申請の締切日や申請日の記入など）をご案内いたします。

Q11. 利用許諾申請から、承認されるまでどのくらいかかりますか。

- A. 申請から許諾までおおむね 1 か月程度かかりますので、時間には余裕をもって申請してください。

Q12. 新しいマークでは色の指定がありますが、異なる色の組み合わせで利用することは可能ですか。

- A. 指定した色のほか、デザインをモノクロ化することができます。具体的に使用できる色については、デザインマニュアルをご確認ください。

Q13. 認証を受けた者以外が認証マークを利用する場合は、どのような手続きが必要ですか。

- A. 東京都地域特産品認証食品認証マーク取扱要領による利用申請書での申請ではなく、別途手続きが必要です。詳しくは、担当にご相談ください。